

(參考資料 1)

※8 福島県在原町 桜井町（福島第一原子力発電所から北西約2キロメートル）内閣の反対を除く。川内村（福島第一原子力発電所から北西約2キロメートル）内閣の反対を除く。田村市（福島駅前）・宮城郡仙台港町（仙台港）・阿武隈川町（下宇摩字、常磐自動車道・阿武隈川山脈）が「岩手」に記載される。

区町村は堀川町、原町区・堺町・梅田町、郡内町・区町村合併により市内有林地森林經營管理署より2004林班跡から2018林班跡まで、2018林班跡から2019林班跡まで及び20130林班の区域を除く。)、堺市鳥居町・旧堺町、堺市西区・旧堺市西区及び南区、堺市北区・旧堺市北区及び立野町の山林、及ぼす松林地、向川及び大和川の流域に限る。」(注)月別販賣額は、(注)月別販賣額(販賣額)。(注)月別販賣額(販賣額)。(注)月別販賣額(販賣額)。

（旧木戸村の区域に限る。）、国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、都山市（旧富久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西条村の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

*4 福島県猪俣村(市)、旧日高郡市、旧小国町、立子山町、松川町、水原町、旧下田川町及び旧平田町の区域に限る。)郡市山(旧富山町の区域に限る)、郡市山(旧山田町の区域に限る)、いわき市(旧西条町の区域に限る)、美浜市(旧玉野町の区域に限る)、二股市(旧大里町の区域に限る)、須賀川市(旧玉井町の区域に限る)、石巻市(旧中田町・下馬町)、郡山市(旧郡山並木町)及び市内有林地・森林管理署25林班一部、252林班から270林班までは283林班から300林班までは

※福島県南相馬市(平成24年3月30日付)に於ける「福島県内各市町村における避難指示による居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。」、福島県、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、福島県、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、福島県、南相馬市(平成24年3月30日付)に於ける「福島県内各市町村における避難指示による居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。」

*6福島県、宮城県、岩手県は、平成25年8月10日付で「指揮官による立候補区域に於ける居住者避難解除準備区域」に該する。
*7福島県、宮城県、岩手県は、平成25年8月10日付は「指揮官による立候補区域に於ける居住者避難解除準備区域」に該する。
*8福島県、宮城県、岩手県は、平成25年8月7日付で「指揮官による立候補区域に於ける居住者避難解除準備区域」に該する。

（参考）(平成24年3月10日付)指揮官による「連絡区域を除く区域に限る」、(実験)「平成23年5月7日付」指揮官による「連絡区域を除く区域に限る」、(監視)「平成23年5月7日付」指揮官による「指定された連絡区域を除く区域に限る」、(警戒)「平成23年3月10日付」指揮官による「連絡区域を除く区域に限る」、(及び)「連絡区域」(平成24年3月10日付)指揮官による「連絡区域を除く区域に限る」、(監視)「平成24年6月15日付」指揮官による「連絡区域を除く区域に限る」。

*7 福島県南相馬市(平成24年3月10日付け指針により設置された居住剝離区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年5月7日付け指針によつて設定された居住剝離区域を除く区域に限る)、猪苗代町(平成25年5月7日付け指針によつて設定された避難困難区域を除く区域に限る)、富岡町(平成25年5月11日30時までに指針によつて設置された避難困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指針によつて設定された避難困難区域を除く区域に限る)、川町(平成25年5月7日付け指針によつて設定された避難困難区域を除く区域に限る)。

設定された帰還困難区域を除く[区域に限る]、川内村(平成25年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く[区域に限る])及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く[区域に限る])。

*8 福島県相馬市(平成24年3月6日付け指示)により設定された居住区域及び避難区域を「限る」。川俣町(平成25年8月7日付け指示)により設定された居住区域及び避難区域を「限る」。富岡町(平成25年3月7日付け指示)により設定された居住区域及び避難区域を「限る」。大熊町(平成24年1月30日付け指示)により設定された帰還困難区域を「限る」。双葉町(平成25年3月7日付け指示)により設定された避難困難区域を「限る」。浪江町(平成25年3月7日付け指示)により設定された帰還困難区域を「限る」。

困難区域を除く(区域に限る)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指揮解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))。

※9 福島県川俣町(平成25年6月7日付け指示により設定された住民制限区域及び避難指導所準備区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年6月7日付け指示により設定された避難困難区域に限る)、浪江町(平成25年3月6日付け指示により設定された避難困難区域に限る)。

*10 福島県大熊町(平成24年1月10日付指⽰)により設定された福島原発事故による被災区域を除く区域に限る。、双葉町(平成25年5月7日付指⽰)により設定期間が定められた福島原発事故による被災区域を除く区域に限る。

※11 福島県大熊町 平成4年1月30日付けにより設定された特定復旧区域(平成2年3月5日に「人道規制が緩和された」として区域を「解除」する)、双葉町・成5年7月7日付けにより「被爆困難区域を除く区域に限る。」

*93) 当該県において開拓されたるにについて、県外への出荷を差し控えるよう要請
興農再生拠点区域を除く」を除く(区域に限る)、尾崎村(平成30年9月11日に指定された特定復興再生拠点区域を除く)。

※14 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、棚葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年4月19日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
野菜類		原木クリタケ(露地栽培) 一関市、奥州市
野菜類		原木ナメコ(露地栽培) 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
野菜類		タケノコ 一関市(旧大東町、旧東山村及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
野菜類		コシアブラ 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
野菜類		ゼンマイ 一関市、奥州市、住田町
野菜類		ワラビ(野生のものに限る。) 陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、亘理市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 仙台市、気仙沼市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町
野菜類		タケノコ 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
野菜類		コシアブラ 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
野菜類		ゼンマイ(野生のものに限る) 丸森町
野菜類		タラノメ(野生のものに限る。) 栗原市、大崎市
野菜類		ワラビ(野生のものに限る。) 大崎市、加美町
水産物		イワナ(養殖を除く。) 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
水産物		ヤマメ(養殖を除く。) 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
水産物		ウグイ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
野菜類		原木シイタケ(施設栽培) 土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
野菜類		タケノコ 北茨城市
野菜類		コシアブラ(野生のものに限る。) 日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、城里町、大子町
水産物		アメリカナマズ(養殖を除く。) 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
水産物		ウナギ 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年4月19日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
ヤマドリの肉		全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年4月19日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年4月19日現在

青森県	
農作物	<p>キノコ類(野生のものに限る。)</p> <p>H24.10.26～H25.1.30解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)、十和田市(キノコ類)、三戸郡(キノコ類)を除く。) H24.11.20～H25.1.30解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)、十和田市(キノコ類)を除く。 H24.10.30～H25.1.12解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)、十和田市(キノコ類)を除く。 H24.11.26～H25.1.31解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)を除く。 H24.12.26～H25.1.31解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)を除く。 H24.10.26～H25.1.31解禁: 青森市(キノコ類)、弘前市(キノコ類)、八戸市(キノコ類)を除く。</p>
水生物	<p>マダラ</p> <p>H24.8.27～H24.10.31解禁: 青森県東部村山海岸灯台と北海道函館市岬灯台との結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森市南界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
岩手県	
タケノ	<p>H24.4.30～農林省: 茅野原、伊豆ヶ崎、大崎、平泉、八幡平、西磐梯山、雄物川、北上、五城目、西浦、石巻、高松、北上市、氣仙沼、陸前高田、二戸、宮古、久慈、奥州市、北上市、大船渡、一戸郡(茅野原の区域に限る。)</p>
樹木クリタケ(露地栽培)	<p>H24.3.12～H24.4.10解禁: 見附、伊達(モミジ)、高田、八幡平、南牧村(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)を除く。) H24.4.26～H25.1.10解禁: 大崎(モミジ)、高田(モミジ)、雄物川(モミジ)に追加されモミジ(モミジ)、雄物川(モミジ)は出荷制限の対象外とする。) H24.3.3～H24.4.18解禁: 高田(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)、雄物川(モミジ)を除く。 H24.4.25～H25.1.10解禁: 高田(モミジ)、雄物川(モミジ)を除く。</p>
樹木ナメコ(露地栽培)	<p>H24.8.27～農林省: 釜石、平泉、八幡平、西磐梯山、雄物川、北上、五城目、西浦、石巻、高松、北上市、氣仙沼、陸前高田、二戸、宮古、久慈、奥州市、北上市、大船渡、一戸郡(茅野原の区域に限る。)</p>
キンノ類(野生のものに限る。)	<p>H24.4.30～農林省: 伊豆ヶ崎、雄物川、北上、五城目、西浦、石巻、高松、北上市、氣仙沼、陸前高田、二戸、宮古、久慈、奥州市、北上市、大船渡、一戸郡(茅野原の区域に限る。)</p>
コシアブラ	<p>H24.4.30～農林省: 雄物川、北上、五城目、西浦、石巻、高松、北上市、氣仙沼、陸前高田、二戸、宮古、久慈、奥州市、北上市、大船渡、一戸郡(茅野原の区域に限る。)</p>
セリ(野生のものに限る。)	<p>H24.5.30～H25.1.15解禁: 奥州市 H24.3.30～H25.1.15解禁: 北上市</p>
ゼンマイ	<p>H24.4.30～農林省: 雄物川、南陽町、南津軽郡(南陽町の区域に限る。)</p>
ウラビ(野生のものに限る。)	<p>H25.3.7～H25.11.16解禁: 北上市</p>
越前	<p>大豆</p> <p>H25.1.1～H25.2.10解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p>
鰐類	<p>ソバ</p> <p>H24.4.30～H25.4.11解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p>
ズスキ	<p>H24.2.5～H27.2.26解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
クロダイ	<p>H24.1.1～H23.1.34解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
マダラ	<p>H24.5.2～H25.5.17解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経游水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
ヒラメ	<p>H25.6.4～H25.8.30解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正西にいたい同市社南半島最大高潮時海岸線に至る線及 H24.5.6～H23.2.17解禁: 稲葉川(支流含む。) H24.5.2～H25.3.30解禁: 稲葉川(支流含む。)</p>
水生生物	<p>イワナ(裏指を除く。)</p> <p>H24.5.11～H23.10解禁: 稲葉川(支流含む。) H24.5.12～H23.10解禁: 岩手県内北上川のうち四十四百四十ダムの下流(支流を含む)。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入船ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田淵ダムの上流、垂沢ダムの上流、常陸大橋ダムの上流、常陸大橋ダムの上流、気仙沼ダムの上流と異なる。</p>
ウグイ	<p>H24.5.11～H23.2.31解禁: 水路川(支流含む。) H24.5.12～H23.2.31解禁: 水路川(支流含む。) H24.5.11～H28.2.25解禁: 大川(支流含む。)</p>
肉	<p>牛の肉</p> <p>H23.8.1～H24.1.29解禁: 全域 →H23.12.29解禁: 全域</p> <p>クマの肉</p> <p>H24.4.10～H25.3.10解禁: お座敷(新規の出荷制限前に「既存の販賣店に付ける表示」)</p> <p>シカの肉</p> <p>H24.4.29～H25.3.10解禁: お座敷(新規の出荷制限前に「既存の販賣店に付ける表示」)</p> <p>ヤマ亘りの肉</p> <p>H24.4.29～H25.3.10解禁: お座敷</p>
宮城県	
タケノ	<p>H24.5.1～H27.4.24解禁: 白石、名取、丸森、栗原(茅野原の区域に限る。)</p> <p>H24.5.1～H27.4.17解禁: 八戸(坂井野の区域に限る。)</p> <p>H24.5.1～H27.4.24解禁: 八戸(坂井野及び沼田小野寺の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(坂井野の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(沼田小野寺の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
樹木シタケ(露地栽培)	<p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(坂井野の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(沼田小野寺の区域に限る。)</p> <p>H24.4.29～H25.5.11解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
野菜類	<p>キンノ類(野生のものに限る。)</p> <p>H24.5.1～H25.5.15解禁: 宮城県内北上川の支流(坂井野の区域に限る。)</p>
クサツツイ(ごみ)	<p>H24.4.27～H25.1.20解禁: 岩手県内(北上川の区域に限る。)</p> <p>→H24.5.2～H25.3.25解禁: 大崎南、八戸</p> <p>H24.5.2～H25.3.25解禁: 加良野</p> <p>H24.5.2～H25.3.25解禁: 東松島</p>
コシアブラ	<p>H24.5.1～H25.5.15解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
ゼンマイ	<p>H24.5.1～H25.5.15解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
タラノ(野生のものに限る。)	<p>H24.5.1～H25.5.15解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
ワラビ(野生のものに限る。)	<p>H24.5.1～H25.5.15解禁: 宮城県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
越前	<p>大豆</p> <p>H23.7.1～H25.1.31解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p>
鰐類	<p>ソバ</p> <p>H24.4.30～H25.4.11解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p>
ズスキ	<p>H24.2.5～H27.2.26解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
クロダイ	<p>H24.1.1～H23.1.34解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
マダラ	<p>H24.4.12～H25.5.17解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
ヒラメ	<p>H25.6.4～H25.8.30解禁: 最大潮時海岸線上平手古城南界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正西にいたい同市社南半島最大高潮時海岸線に至る線及 H24.5.6～H23.2.17解禁: 稲葉川(支流含む。) H24.5.2～H25.3.30解禁: 稲葉川(支流含む。)</p>
水生生物	<p>イワナ(裏指を除く。)</p> <p>H24.5.11～H23.10解禁: 稲葉川(支流含む。)</p> <p>H24.5.12～H23.10解禁: 岩手県内北上川の支流(茅野原の区域に限る。)</p>
肉	<p>牛の肉</p> <p>H23.7.1～H25.1.31解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p> <p>イシの肉</p> <p>H24.4.29～H25.4.11解禁: 一戸郡(旧磐井水村の区域に限る。)</p> <p>クマの肉</p> <p>H24.4.10～H25.3.10解禁: お座敷(新規の出荷制限前に「既存の販賣店に付ける表示」)</p> <p>シカの肉</p> <p>H24.4.29～H25.3.10解禁: お座敷(新規の出荷制限前に「既存の販賣店に付ける表示」)</p> <p>ヤマ亘りの肉</p> <p>H24.4.29～H25.3.10解禁: お座敷</p>

*印の箇所は、出荷制限の実績

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年4月19日現在

山根県		出荷制限		
肉 クマの肉	H24.8.10~H26.3.1行一部解禁・食制・(東のめら出荷・秋田方面に運び販売されるまで)肉を抜く。.	*	*	
実績無		出荷制限		
固乳		H23.2.23~4.10解除・全域		
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17解除・全域(下記の地域を除く。) 八戸市、岩手市、盛岡市、弘前市、青森市、高松市		
カキナ	H23.3.21~4.17解除・全域	出荷制限		
バセリ	H23.3.21~4.17解除・全域	出荷制限		
タケノコ		H24.4.6~H25.5.6解除・湘南市 H24.4.6~H27.4.17解除・(福井川以西) H24.4.13~(29.6.8)静岡、利根郡 H24.11.27~H27.4.17解除・(利根川以西) H24.11.27~(27.7.31)仙台市 H24.11.27~(27.7.31)福島市 H24.11.27~(27.7.31)宮城市 H24.11.27~(27.7.31)宇都宮市 H24.4.6~H29.3.24解除・(山形・宮城) H24.4.6~H29.3.24解除・(福井・滋賀) H24.4.6~H29.3.24解除・(新潟・長野) H24.4.6~H29.3.24解除・(岐阜・愛知) H24.4.6~H29.3.24解除・(三重) H24.4.6~H29.3.24解除・(高知・香川) H24.4.6~H29.3.24解除・(徳島・愛媛) H24.4.6~H29.3.24解除・(鳥取・島根) H24.4.6~H29.3.24解除・(福島・宮城)		
野菜類		H24.4.6~(20.5.28)大分県		
固木シイタケ(露地栽培)		H23.10.14~H24.4.20解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。 H23.10.14~H24.4.20解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。 H24.4.1~(20.5.28)大分県		
固木シイタケ(施設栽培)		H23.6.14~H24.6.3解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。 H23.6.14~H24.6.3解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。		
コシアブラ	H24.6.1~(20.5.28)大分県	出荷制限		
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.11.1~H24.5.29解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。	出荷制限		
水産類		H24.7.5~H27.7.26解除・(福島県・茨城県・栃木県の正の刺身、煮が選択他の経水域の外線縫、北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた海域		
ズスキ	H24.7.5~H25.2.28解除・北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた水域	出荷制限		
シロハラヒル	H24.4.17~H28.1.14解除・(福島県・茨城県・栃木県の正の刺身、煮が選択他の経水域の外線縫、北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた海域	出荷制限		
ツバメ	H24.4.17~H28.1.14解除・(福島県・茨城県・栃木県の正の刺身、煮が選択他の経水域の外線縫、北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた海域	出荷制限		
マダラ	H24.3.19~H29.11.20解除・(福島県・茨城県・栃木県の正の刺身、煮が選択他の経水域の外線縫、北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた海域	出荷制限		
ヒメ	H24.4.17~H27.2.25解除・(福島県・茨城県・栃木県の正の刺身、煮が選択他の経水域の外線縫、北緯36度33分の経度及び茨城県最大潮満時海岸線で囲まれた海域	出荷制限		
コモ・カスベ	H24.6.1~H27.1.2解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。	出荷制限		
アメカジマツ(葉網を除く。)	H24.4.17~(20.5.28)大分県	出荷制限		
ギンナン(斐網を除く。)	H24.4.17~(20.5.28)大分県	出荷制限		
ウナギ	H24.4.17~(20.5.28)大分県	出荷制限		
肉 イノシシの肉	H23.1.2~H23.5.1行一部解禁・食制・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。	出荷制限		
その他 茶		H23.2.1~H23.5.1行一部解禁・食制・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。		
新木県		出荷制限		
ホウレンソウ	H23.2.21~2.21解除・鹿児島県南、鹿児島府	出荷制限		
カキナ	H23.3.21~4.14解除・全域	出荷制限		
固木シイタケ(露地栽培)		H24.3.6~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.3.6~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)		
固木シイタケ(施設栽培)		H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監视部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監视部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監视部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監视部)は出荷制限の対象外。) H24.4.15~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監视用紙を添付)(監视部)は出荷制限の対象外。)		
固木クリタケ(露地栽培)		H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。) H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)		
固木ナメコ(露地栽培)		H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)		
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.3.1~H24.5.29解除・(東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)		
タケノコ	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
クサンヅヅ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.4.1~(20.5.28)鹿児島(ただし、東のめら出荷時に必ず監視用紙を添付)(監視部)は出荷制限の対象外。)	出荷制限		
クリ	H24.3.14~H25.2.28解除・那覇市 H24.8.1~H29.3.1解除・那覇市 H24.8.19~H29.3.1解除・大和原市	出荷制限		

■■■■■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年4月19日現在

細則		出荷制限
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.10～H25.1.29解除: 西日本内の瀬戸内海川のうち吉野川内の区間(支流を含む)ただし、吉野川との合流点から下流の範囲に限る。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.5.20～H25.12.17解除: 西日本内の瀬戸内海川のうち吉野川吉野町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(繁殖を除く。)	H24.5.20～H25.7.23解除: 西日本内の瀬戸内海川のうち吉野川足利川内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉	H24.5.7～H24.9.28解除: 大阪府(支流を含む)ただし、更津川及びその支流を除く。)
	イノシシの肉 シカの肉	H24.5.7～H24.9.28解除: 大阪府(支流を含む。)
その他	茶	H23.3.8～H24.6.16解除: 郡木町(支流を含む。)
		H23.6.2～H25.5.31解除: 大田市
細則		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.28～: 甲南町、真庭市、瀬戸内町、
水産物	こじあがら(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 真庭市、瀬戸内町、
	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 真庭市(吉野川河口付近を除く)、瀬戸内町(吉野川河口付近を除く)、小豆島町、高松市、丸亀市、宍道湖、宍道湖周辺の河川、宍道湖及び周辺
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.21～: 吉野川のうち吉野川(支流を含む)、瀬戸内海(吉野川河口付近を除く)、瀬戸内海(吉野川河口付近を除く)、吉野川(吉野川河口付近を除く)及び周辺
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 吉野川(支流を含む。)
	クマの肉	H24.6.8～H25.6.28解除: 吉野川(支流を含む。)
肉	シカの肉	H24.5.1～: 全域
	ヤマドリの肉	H24.5.1～: 全域
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 間原市
		H23.6.30～H25.6.7解除: 津市
細則		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～: 間原町、御前崎町、
		H24.5.10～: 間原町
細則		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 阿波市、香美町、多古町
	アブランチイ・サンチ	H23.4.4～4.22解除: 阿波市
	セリ	H23.4.4～4.22解除: 阿波市
水産物	セリ	H24.4.5～H25.10.23解除: 南伊予市、木更津市
	タケノコ	H24.4.6～H28.1.14解除: 安佐町
農産物	山木シタケ(露地栽培)	H24.5.1～: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からの山木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
		H24.5.1～: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からの山木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
		H24.5.1～: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からの山木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
水産物	山木シタケ(施設栽培)	H24.5.1～H25.10.14解除: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からの山木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
	コイ	H24.5.1～: 平成美瓦(半艶井)に流入する河川(支流を含む。)、平成川(支流を含む。)
肉	ワニ	H24.5.1～: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からのワニ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
	イノシシの肉	H24.5.1～: 阿波市(ただし、他のため育種技術に基づく栽培からのイノシシ(露地栽培)は出荷制限の対象が解除。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.13解除: 阿波市
		H23.6.2～H25.5.13解除: 阿波市
細則		出荷制限
農産物	コシカラ(野生のものに限る。)	H24.5.8～: 長崎市、西彼杵町、
		H24.5.8～: 長崎市、西彼杵町
肉	クマの肉	H24.5.1～: 長崎市、西彼杵町、五島市、唐津市、佐世保市、小平町、五島町、糸島市、村上町、唐津、糸島市、三泽町、阿苏市、大分市、熊本県、筑紫野市、筑前町、筑后町、日向町、那珂川町、
		H24.5.1～H25.10.26解除: 長崎市(支流を含む。)
細則		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.29～: 鹿児島県、鹿児島市、
		H24.5.29～: 鹿児島県、鹿児島市
農産物	コシカラ	H24.5.31～: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 小郡市、南牧村
肉	シカの肉	H24.5.31～: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
その他	茶	H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
細則		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.29～: 鹿児島市、小郡市、
		H24.5.29～: 鹿児島市、小郡市
農産物	コシカラ	H24.5.31～: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
肉	シカの肉	H24.5.31～: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
その他	茶	H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)
		H24.5.31～H25.11.20解除: 鹿児島市(マダラに限る。)

■■■■■の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和3年4月19日現在

福島県	摂取制限
	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
	<p>・H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	<p>・H23.4.13～: 露地村</p> <p>・H23.9.6～: 露地村(※露地園に属する野生キノコに限る)</p>
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>・H23.9.15～: いわき市、露地町</p> <p>・H23.9.20～: 南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.17.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、椿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、椿葉町</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*の箇所は摂取制限の対象